

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

令和 6 年 5 月

内閣府（防災担当）

序

災害により被害を受けた住家の被害認定については、平成13年に認定基準を策定するとともに、被害認定調査に係る手法の統一化等を図る観点から、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を策定しました。

その後、平成19年の被災者生活再建支援法改正時の衆議院による附帯決議等を踏まえ、平成21年6月に運用指針を見直し、平成25年6月には、東日本大震災（平成23年）の被害等を踏まえ、液状化した地盤に係る住家被害認定の合理化等に係る見直しを実施したほか、平成30年3月には、関東・東北豪雨（平成27年）、熊本地震（平成28年）、九州北部豪雨（平成29年）等の大規模な災害での経験等を踏まえ、住家被害認定の効率化・迅速化に向けた見直しを実施しました。

また、令和2年3月には、「令和元年房総半島台風」による被害等を踏まえ、一部損壊の住宅のうち半壊又は半焼に準ずる程度の被害が生じた住宅が、「災害救助法による住宅の応急修理制度」の対象に追加されたこと等を踏まえた調査フローの見直し、令和3年3月には、被災者生活再建支援法（令和2年12月4日公布・施行）の改正により、住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯が、支援金の支給対象世帯として追加されたこと等を踏まえた調査フローの見直しを行うなど、数次にわたり見直しを実施してきました。

昨今、災害が激甚化・頻発化し、内水氾濫による浸水被害も多発している状況下で、被害認定調査の更なる効率化・迅速化が求められていることから、今般、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長：中埜良昭東京大学生産技術研究所教授）における議論を踏まえ、新たに、浸水深に応じて被害区分を判定できる基準を策定することとしました。

この簡易判定基準の内容を反映した本運用指針は、同検討会での議論を取りまとめたものです。地方公共団体の皆様におかれましては、今後の災害に係る住家の被害認定において、本運用指針を適切にご活用いただくようお願い致します。

結びに、本運用指針の改定に当たり、座長をはじめとする各委員の皆様、関係省庁及び被災自治体の皆様には多大なるご協力を賜りました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

令和6年5月

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

目 次

【総則】	P 1
1. 目的	P 1
2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等	P 1
3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用	P 2
4. 適用範囲	P 3
5. 調査方法	P 3
6. 判定方法	P 5
7. 部位別構成比の取扱いについて	P 10
8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて	P 10
9. 集合住宅の取扱いについて	P 10
10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分 判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等	P 10
11. 調査結果の記録等	P 12
12. その他	P 12
<参考>被害認定の流れ	P 14

第 1 編 地震による被害 P 1- 1

【木造・プレハブ】 P 1- 3

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）> P 1- 4

1. 第 1 次調査に基づく判定	P 1- 5
（1）外観による判定	P 1- 5
（2）傾斜による判定	P 1- 6
（3）部位による判定	P 1- 7
1-1. 屋根	P 1- 8
1-2. 壁（外壁）	P 1-10
1-3. 基礎	P 1-13
2. 第 2 次調査に基づく判定	P 1-17
（1）外観による判定	P 1-17
（2）傾斜による判定	P 1-18
（3）部位による判定	P 1-19
2-1. 屋根	P 1-22
2-2. 柱（又は耐力壁）	P 1-23
2-3. 床（階段を含む。）	P 1-31
2-4. 外壁	P 1-33
2-5. 内壁	P 1-35
2-6. 天井	P 1-37
2-7. 建具	P 1-38
2-8. 基礎	P 1-39
2-9. 設備	P 1-41

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 - - - - - P 1-42

【非木造】 - - - - - P 1-43

<被害認定フロー（地震による被害 非木造）> - - - - - P 1-44

1. 第1次調査に基づく判定 - - - - - P 1-45

(1) 外観による判定 - - - - - P 1-45

(2) 傾斜による判定 - - - - - P 1-45

(3) 部位による判定 - - - - - P 1-47

1-1. 柱（又は梁）又は外壁 - - - - - P 1-49

1-2. 雑壁・仕上等 - - - - - P 1-58

1-3. 設備等（外部階段を含む。） - - - - - P 1-60

2. 第2次調査に基づく判定 - - - - - P 1-61

(1) 外観による判定 - - - - - P 1-61

(2) 傾斜による判定 - - - - - P 1-62

(3) 部位による判定 - - - - - P 1-63

2-1. 柱（又は耐力壁） - - - - - P 1-66

2-2. 床・梁 - - - - - P 1-72

2-3. 外部仕上・雑壁・屋根 - - - - - P 1-76

2-4. 内部仕上・天井 - - - - - P 1-78

2-5. 建具 - - - - - P 1-80

2-6. 設備等（外部階段を含む。） - - - - - P 1-81

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 - - - - - P 1-82

第2編 水害による被害 ----- P 2- 1

【木造・プレハブ】----- P 2- 3

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞----- P 2- 4

1. 第1次調査に基づく判定 ----- P 2- 6

(1) 外観による判定 ----- P 2- 6

(2) 浸水深による判定 ----- P 2- 6

2. 第2次調査に基づく判定 ----- P 2-10

(1) 外観による判定 ----- P 2-10

(2) 傾斜による判定 ----- P 2-10

(3) 部位による判定 ----- P 2-12

2-1. 屋根 ----- P 2-15

2-2. 柱（又は耐力壁） ----- P 2-18

2-3. 床（階段を含む。） ----- P 2-26

2-4. 外壁 ----- P 2-28

2-5. 内壁 ----- P 2-31

2-6. 天井 ----- P 2-33

2-7. 建具 ----- P 2-35

2-8. 基礎 ----- P 2-37

2-9. 設備 ----- P 2-41

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 2-42

【非木造】----- P 2-43

＜被害認定フロー（水害による被害 非木造）＞----- P 2-44

1. 調査・判定 ----- P 2-45

(1) 外観による判定 ----- P 2-45

(2) 傾斜による判定 ----- P 2-45

(3) 部位による判定 ----- P 2-47

1-1. 柱（又は耐力壁） ----- P 2-50

1-2. 床・梁 ----- P 2-60

1-3. 外部仕上・雑壁・屋根 ----- P 2-65

1-4. 内部仕上・天井 ----- P 2-67

1-5. 建具 ----- P 2-69

1-6. 設備等（外部階段を含む。） ----- P 2-71

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 2-72

第3編 風害による被害 ----- P 3- 1

【木造・プレハブ】 ----- P 3- 3

<被害認定フロー（風害による被害 木造・プレハブ）>----- P 3- 4

1. 調査・判定 ----- P 3- 5

(1) 外観による判定 ----- P 3- 5

(2) 傾斜による判定 ----- P 3- 5

(3) 屋根等の損傷による判定 ----- P 3- 7

(4) 部位による判定 ----- P 3- 7

1-1. 屋根 ----- P 3-10

1-2. 柱（又は耐力壁） ----- P 3-13

1-3. 床（階段を含む。） ----- P 3-21

1-4. 外壁 ----- P 3-23

1-5. 内壁 ----- P 3-26

1-6. 天井 ----- P 3-28

1-7. 建具 ----- P 3-30

1-8. 基礎 ----- P 3-32

1-9. 設備 ----- P 3-36

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応----- P 3-37

【非木造】 ----- P 3-39

<被害認定フロー（風害による被害 非木造）> ----- P 3-40

1. 調査・判定 ----- P 3-41

(1) 外観による判定 ----- P 3-41

(2) 傾斜による判定 ----- P 3-41

(3) 屋根等の損傷による判定 ----- P 3-43

(4) 部位による判定 ----- P 3-43

1-1. 柱（又は耐力壁） ----- P 3-46

1-2. 床・梁 ----- P 3-57

1-3. 外部仕上・雑壁・屋根 ----- P 3-62

1-4. 内部仕上・天井 ----- P 3-64

1-5. 建具 ----- P 3-66

1-6. 設備等（外部階段を含む。） ----- P 3-68

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 3-69

第4編 液状化等の地盤被害による被害 ----- P 4- 1

<被害認定フロー（地盤の液状化等により損傷した住家の被害）> P 4- 3

1. 第1次調査に基づく判定 ----- P 4- 4
 - (1) 外観による判定 ----- P 4- 4
 - (2) 傾斜による判定 ----- P 4- 4
 - (3) 住家の潜り込みによる判定 ----- P 4- 4

2. 第2次調査に基づく判定 ----- P 4- 5
 - (1) 外観による判定 ----- P 4- 5
 - (2) 傾斜による判定 ----- P 4- 5
 - (3) 住家の潜り込みによる判定 ----- P 4- 5
 - (4) 部位による判定 ----- P 4- 5

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 4- 7

4. 留意事項 ----- P 4- 7

調査票	-----	調査票- 1
(1) (地震による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票- 3
(2) (地震による被害) 非木造	-----	調査票-10
(3) (水害による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票-13
(4) (水害による被害) 非木造	-----	調査票-25
(5) (風害による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票-27
(6) (風害による被害) 非木造	-----	調査票-30
(7) (液状化等の地盤被害による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票-32
(8) (液状化等の地盤被害による被害) 非木造	-----	調査票-35

参考資料	-----	参- 1
(1) 「災害の被害認定基準について」 令和3年6月24日府政防第670号 内閣府政策統括官（防災担当）通知	-----	参- 3
(2) 「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について 〈抜粋〉」 平成22年9月3日府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当） 通知	-----	参- 6
(3) 「災害救助事務取扱要領（令和2年3月）〈抜粋〉」 令和2年3月30日 府政防第763号内閣府政策統括官（防災担当）通知	-----	参- 7
(4) 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について〈抜粋〉」 令和2年12月4日 府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知	-----	参- 8
(5) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （平成21年6月）	-----	参- 9
(6) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （平成25年6月）	-----	参-15
(7) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （平成30年3月）	-----	参-16
(8) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （令和2年3月）	-----	参-20
(9) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （令和3年3月）	-----	参-22
(10) 「水害時の被害認定調査の迅速化に向けた取組」	-----	参-25